

ノアサポートセンターお役立ち情報 <Vol.41>



今回のお役立ち情報は・・・

高額療養費制度の保険登録に関してご案内させていただきます。

なお、本情報は令和 8 年 8 月適用の高額療養費制度に基づくご案内です。

※V6・V7 をご使用のお客様が対象です。(画面イメージはバージョンにより異なる場合があります。)

ノアメディカルシステム(株)製品をご利用のお客様向けの情報提供です。患者様への配布や、弊社ユーザー様以外の医療機関関係者のご使用は固くお断りさせていただきます。

高額療養費(自己負担限度適用区分)の登録方法

1. 高額療養費について

薬局の窓口で支払う医療費が 1 ヶ月(1 日から末日まで)で自己負担上限額を超えた場合、その超えた額が支給される「高額療養費制度」があります。上限額は年齢や所得によって異なります。(上限額は次ページの図 3 をご参照ください。)

患者様は医療機関の窓口で「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示した場合、またはオンライン資格確認により適用区分(限度額適用認定区分)が確認できた場合は、窓口での支払額を自己負担上限額までに抑えることができます。

<見本>

健康保険限度額認定証

健康保険限度額適用認定証	
記号	年 月 日交付
被保険者	氏名 性別 生年月日
適用対象者	氏名 性別 生年月日
住所	〒 市町村 丁目 番 号
有効期限	令和 年 月 日
適用区分	
所在地	
保険者	名称

オンライン資格確認結果

患者保険選択	
保険を特定できませんでした。 一覧から選択するか、新規登録してください。	
氏名 後期 テスト	昭11.0
保険者番号 39120001	保険者
被保険者証記号	
有効開始年月日 令和4.10.01	有効終了年
限度額適用認定区分 B09:一般Ⅱ	
特定疾病情報	
保険番号 00	保険種類 後本(1割)
保険番号 39120001	記号・番号
公費①	
公費②	
公費③	
最終保険使用日:	
ESC 中止	F5 保険訂正 F8 保険追加 F9 資格日更新

また、直近の 12 ヶ月以内(当月を含まない過去 11 ヶ月間)に既に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回該当」となり上限額が引き下がります。

図1 多数回該当の例



ワンポイント



- 70歳以上の「一般」や「低所得」区分の患者様には、多数回該当の適用はありません。
- 区分によって年間上限額が設けられておりますが、薬局窓口での会計には適用されません。年間の上限額を超えた場合は、保険者から還付を受けることができます。

2. 保険登録

患者様の**適用区分**をご確認ください。患者登録の保険登録に図3を参考に自己負担限度適用区分の登録を行います。

※『適用区分』は『所得区分』と記載されている場合もあります。

図2 保険登録 例)70歳未満、適用区分「ウ」の場合

自己負担限度適用区分 3:ウ(一般A)

※V6 をご使用のお客様は、項目の位置が異なりますが登録方法は同じです。

注意事項



再来患者様で既に保険登録があり、新たに適用区分が判明した場合、または適用区分が変更となった場合は、保険登録を上書きせず、**保険追加**で登録してください。(保険登録を上書きすると、過去の会計やレセプトに影響が生じます。)

図3 自己負担限度適用区分 一覧

■ 70 歳以上の患者様の場合

高齢 負担	適用区分	保険登録	上限額	多数回該当
		自己負担限度適用区分		
3 割	B01:現役並みⅢ (または不明)	1 : 現役 (Ⅵ)	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1%	140,100 円
	B02:現役並みⅡ	2 : 現役Ⅱ (Ⅴ)	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1%	93,000 円
	B03:現役並みⅠ	3 : 現役Ⅰ (Ⅳ)	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1%	44,400 円
2 割 または 1 割	B04:一般 B09:一般Ⅱ B10:一般Ⅰ (または不明)	4 : 一般 (Ⅲ)	22,000 円	-
	B05:低所得Ⅱ	5 : 低所Ⅱ (Ⅱ)	11,000 円	-
	B06~B08:低所得Ⅰ	6 : 低所Ⅰ (Ⅰ)	8,000 円	-

※70 歳以上は適用区分が不明の場合でも高額療養の対象になります。

適用区分が不明の場合は、保険登録を更新する際に自動で自己負担限度適用区分が登録されます。

※75 歳到達月は上限額が半額になります。

■ 70 歳未満の患者様の場合

適用区分	保険登録	上限額	多数回該当
	自己負担限度適用区分		
A01:ア	1 : ア (上位 A)	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1%	140,100 円
A02:イ	2 : イ (上位 B)	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1%	93,000 円
A03:ウ	3 : ウ (一般 A)	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1%	44,400 円
A04:エ	4 : エ (一般 B)	61,500 円	44,400 円
A05~A06:オ	5 : オ (低所)	36,900 円	24,600 円

ワンポイント



- 70歳以上・70歳未満共に、レセプトの「**特記事項**」は患者登録の「自己負担限度適用区分」を正しく設定することで自動的に出力されますので、患者登録画面での登録は不要です。
- 公費51、52、54**のいずれかをお持ちの場合は、「自己負担限度適用区分」と「特記事項」の**双方を登録してください**。
- 医療機関毎に上限額を計算します。病院と薬局の合算ではありません。(薬局内でもレセプト単位での上限額となります。)
- 適用区分によって、上限額を超えると1円単位で会計が発生することがあります。

本資料は制度や仕様の変更などで予告なく変更・削除される場合がございます。

調剤報酬算定や調剤行為ルール of 解釈に係る部分につきましては「明文化されていない」「地域ごとの解釈ルールの存在」等により内容の正確性を保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接的に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。予めご了承のほどお願いいたします。



■ 本件についてのお問合せ先

ノアメディカルシステム株式会社 ノアサポートセンター TEL:092-283-5560

FAX 専用お問い合わせシートもご利用ください。(ダッシュボードの「FAX 問合せ」ボタンより印刷いただけます)